

参議院地方行政委員会會議録第十号

昭和三十年六月十四日(火曜日)午前十時三十九分開会

委員の異動

六月六日委員近藤信一君辭任につき、その補欠として若木勝藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小笠原三男君
理事 伊能 芳雄君
石村 幸作君
小林 武治君
赤松 常子君

委員

伊能繁次郎君
西郷吉之助君
安井 謙君
岸 良一君
島村 軍次君
秋山 長造君
中田 吉雄君
若木 勝藏君
松澤 兼人君
小柳 牧衛君

國務大臣

大藏 唯男君
警務局長官 齋藤 昇君
警察庁刑事部長 中川 竜治君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
常任委員 伊藤 清君
常任委員 伊藤 清君

説明員

通商産業省重工業局航空機課長 宮本 惺君

○本日会議に付した案件
○銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○連合審査会に関する件

○委員長(小笠原三男君) ただいまより委員会を開会いたします。

まず御報告申し上げます。六月九日の委員長及び理事打合せにおいて、各種の打ち合せをいたしましたので、第一に、地方財政計画に関する件、調査につきましても、関係法律案の審議の際にからんで、この種の問題も調査を進めるといふことで、暫時この問題は留保することになりました。

第二に、名古屋及び周辺町村の合併問題に関する件の調査、及び一、二の委員から要請のありました、愛知県知事の参考人としての出席要求の件でございますが、この点は現地あるいは政府当局がいろいろ今後の折衝あるいは処理をせらるる態度を見て、その結果を待つて、必要がある際においてこの問題を考えようということ、一時留保することになりました。今後この扱いについては、委員長に一任せられました。以上御報告申し上げます。

○委員長(小笠原三男君) 次に、まづ本日は連合審査の開会につきましてもお諮りいたします。当委員会に付託さ

れております地方道路法と税法案につきましても、大蔵、建設、運輸の各委員会より連合審査会合の申し入れがございました。つきましては、これらの委員会と連合審査会を開会することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原三男君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたします。

なお審査会は、大蔵委員会付託の地方道路税法案をも便宜一括して、両案につきまして四委員会の連合審査会を開会いたすという方法で取り運ぶよう、大蔵委員長とも協議したいと存じますので、御了承を願いたいと存じます。また、その開会日時等につきましても、大蔵委員長及び他の委員長と協議して決定したいと存じますので、この点委員長に御一任を願っております。きたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小笠原三男君) 御異議ないと認めて、さよう取り計らいます。

○委員長(小笠原三男君) 次に、銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案を議題といたします。本件につきましても、まづ政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(大藏唯男君) 銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

この法律案は、銃砲等の規制その他

に關しまして、必要な改正を行おうとするのでありますが、次に、項目ごとに提案の理由を申し述べ、法律案の内容を御説明いたします。

第一に、空気銃の所持につきましても、現在規制を行なっていないのでありますが、最近におきましては、これによる事故も多く、この所持について制限を加えることが望ましいとの意見も相当多いのであります。空気銃による傷害等の事故が相当多数発生しているのみならず、致死事件さえ惹起しておりますので、その危険性が少くありませんので、金属性弾丸を発射する機能を有する空気銃につきましても、狩猟用等の装薬銃砲と同様に公安委員会の許可制としたのであります。しかし、銃砲による危害防止を一そう徹底するために、狩猟用等の装薬銃砲も含めて、狩猟の場合、業務のため使用する場合、射撃場における射撃の場合を除くほか、おおいをかぶせ、容器に入れる等、直ちに発射できないようにして携帯しなければならぬこととしたのであります。なお、空気銃の製造及び販売につきましても、武器等製造法の一部を改正して、銃砲と同様、都道府県知事の許可制としたのであります。

第二に、飛び出しナイフは、現在携帯を制限されておりますが、最近これが、傷害、恐喝のみならず強盗殺人等の凶悪事犯に使用される事例が相当見

受けられ、不良少年間における悪用の風潮も強うかがわれ、この傾向は、特に都市部に顕著であります。漸次農村方面へも蔓延するおそれがありまして、現行法令のみによりましては、これが弊害除去のための効果を十分に期待できない状況にあるのであります。なお、又渡り十五センチメートル未満のあいくちも、飛び出しナイフ同様悪用されるものでありますので、右飛び出しナイフ及びあいくちの所持を禁止することとしたのであります。

第三に、刀剣類は、美術用刀剣としてのみ、文化財保護委員会の承認を受けて製作することができるとあります。が、輸出用として製作することも認め、その場合の所持を合法化することとしたのであります。

第四に、建設用びょう打銃等の建設業の用途に供する銃砲につきましても、現在試験研究用として一部用いているのでありますが、実用に供すべき段階に到達いたしましたので、と殺銃、救命薬発射銃等と同様に、公安委員会の許可を受けて所持することができるといたしましたのであります。

第五に、銃砲に関する記録票制度につきましても、手続簡素化のための措置を講ずることとしたのであります。

第六に、銃砲刀剣類等所持取締令、質屋営業法、古物営業法、風俗営業取締法及び道路交通取締法の規定により公安委員会の権限に属する許可等の事務については、その地域の特殊性と

住民の利便の上から方面公安委員会に委任して行わせることが適当なものがあつたので、この委任ができるようにいたしましたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（小笠原三男君） 次に、政府委員より詳細説明を聴取いたします。

○政府委員（中川重治君） ただいまの大臣の説明について、法律案に基きまして補足説明いたしたいと思ひます。

法律案は改正法律案でありますので、現行法との関連において御説明した方が御便宜かと思ひますので、お手元に提出いたしました銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案についての資料に記載しております現行法との比較表に基きまして、御説明を加えさせていただきますと思ひます。

この印刷物の一ページに比較表を掲載したのであります。一ページの方は目次の整理でございます。二ページ以下に規定が掲げられておりますので、銃砲刀剣類等所持取締令等の第一条の改正をお願いしたいのであります。

第一条は定義であります。先ほど大臣から説明がありました通り、現行法は、空気銃は原則として銃砲の概念に含まれていなかったものであります。この法律案によりまして、空気銃は銃砲の概念に含ましめる。その結果、銃砲と同様な許可制度が行われる。こういうことに相なるのであります。ここに含めまゝ空気銃は、金属性弾丸を発射する機能を有する空気銃であります。

銃であります。従ひまして逆に申しますと、コルクのごときものを発射する空気銃は、この改正法律案におきましては所持規制の対象に加わらないのであります。ただ、現在内地に生産されておるものにはほとんどないのであります。輸入品等で圧縮ガスの力によりまして、金属性弾丸を発射する機能を有する銃砲が、一部輸入品等に見受けまゝので、その圧縮ガスを使用するものにつきましては、空気銃の概念に含ませて、空気銃の所持規制を行いたいと思ひます。

改正法律案第一条第二項は、刀剣の定義の改正でございます。現行法におきましては、刃渡り十五センチ未満の匕首は、原則として刀剣類としての概念に含まれない、という考え方をとっておるのであります。先ほど大臣の説明がありました通り、十五センチ未満の匕首につきましても、犯罪等に用いられるケースが多いのであります。これを含めしめると同時に、現行法は「匕首」という言葉を用いておるのでございますが、改正案におきましては「匕首」という概念を用いることとなく、「あいくち」という概念を用いた理由は「匕首」という概念は、漢字とかなの組み合わせで、適当な日本語でないという理由で、「あいくち」という概念の方がわかりやすいと、この必要に基きまして、「あいくち」という言葉を用いたのであります。そのほか現行法におきましては、飛び出しナイフは原則として所持規制の対象にならないのでございますが、この飛び出しナイフを刀剣類の概念に含ましめて、所持規制の対象にしよう、これ

が改正案でございます。その飛び出しナイフを「四十五度以上に自動的に開刃する装置又はさやと刃体とが直線に固定するための特殊の装置を有するナイフ」と定義いたしましたのであります。この定義の詳細は、後ほど現物によりまして御説明を加えたいと思ひます。

第二条の改正中、第八号におきまして、「救命索発射銃、救命用信号銃」の下に「建設用びょう打銃又は建設用綱索発射銃」と加えましたのは、先ほど大臣の説明にありましたように、建設用びょう打銃又は建設用綱索発射銃は、現在試験的に利用する以外には、所持が絶対に禁止になっておるのでございまして、試験的に実施いたしました結果、結果相当利用の段階に到達いたしましたので、この所持を許可制にしようとして認めて参ろう、ということに伴ひまして、その製造の段階におきましては、他の現行法の救命索発射銃、救命用信号銃と同様に、製造の完了の日から三十日間は、手続を要せずして所持が合法化される、という規定でございます。

第九号の追加は、現行法におきましては、刀剣類の輸出のための製造等につきまして規定がありませんので、これを作道がなかったものでございまして、今回の改正により、あいくちの概念を、十五センチ未満のあいくちをも所持規制の対象にし、さらに飛び出しナイフも所持規制の対象にする等の関係から、刀剣類につきましては輸出といたことが考えられますので、輸出の面につきましての製造等について、所持ができる道を九号によって開いていこう、これが法律案の内容であります。

次のページに移りまして第三条の改正でございます。第三条は、銃砲刀剣類の所持許可制度でございます。現行法におきましては、建設業の用途に供するための必要なものにつきましては、許可の道がないのであります。が、先ほど説明を加えましたごとく、建設用びょう打銃のごときものが相当利用の段階に相なりまして、これを所持許可制によって認める道を開こう。別言すれば、現行の許可制度をもっと範囲を広くいたしまして、この所持規制を緩和しよう、という内容でございます。

次に第五条の改正案でございます。第五条におきましては、現行法の四項、五項によりまして、各都道府県の公安委員会が銃砲を許可いたしました。たつど、記録票を作成し、これを国家公安委員会に一々送付することを義務化しております。が、手続簡素化のために、こういった事項につきましては、相互連絡ないしは統計等の方法によって目的を達成できますので、事務簡素化のために四項、五項を削除いたしたい、という内容でございます。

次のページに移りまして、六ページの終りから七ページの初めにかけて、六条の三の規定を加えたいのであります。六条の三の規定の趣旨は、狩猟用の銃、装薬銃、空気銃も含めまして、こういった銃砲につきましては、現在装薬銃砲につきましては、おおむね裸で携帯することなく、容器に入れる等の方法で用いられておるのでございまして、今回空気銃が加わることに伴ひまして、空気銃を裸のまま市内等を携帯するということがありま

しては、とかく不注意等のため事故を起しやすい実情にかんがみまして、こういう銃砲につきまして、裸のままの携帯を禁止したい、という趣旨でございます。

次のページに移りまして、第十四条の削除案の内容を御説明いたします。九ページでございます。現行法は原則として空気銃は所持規制の対象にしていないのであります。が、ひとり短銃、空気短銃につきましては、現行法第十四条によって規制いたしておるのであります。が、第一条の改正によりまして、空気銃すべてが所持規制の対象になりましたので、空気短銃を中心として規制しておりました第十四条が不要になりまゝので、これを削除いたしたい、という内容でございます。

次に十ページの十五条の改正案について御説明いたします。現行第十五条は、刃渡り十五センチ未満の匕首につきましても、一条で所持規制対象にしていないのであります。が、この現行十五条によって、この十五センチ未満の匕首、またはこれに類似する刃物につきましましては、業務その他正当な理由によるものは携帯することができな

い旨を規定しておるのであります。が、この第一条の改正によりまして、刃渡り十五センチ未満の匕首につきましても、あいくちの概念によつて、所持規制の対象にいたしましたので、それに伴う必要な改正でございます。

次に、十三ページの二十四条でございます。二十四条も右と同様の趣旨

次の十四ページの二十五条の改正案について説明いたしますが、先ほど都道府県公安委員会の許可する記録票について申しましたと同様の精神によりまして、二十五条の規定はたとえば刑務所の刑務官、海上保安官、あるいは入国管理官等が法令の規定に基きまして銃砲を所持することができるのであ

ります。が、こういった銃砲を管理する責任者はそれぞれ記録票を作成して、一々国家公安委員会に通知することを現行法では義務化しているのでありますが、これも事務簡素化のために改正するというのが必要と考えられますので、改正案二項のごとく種類、名称、型、番号等を国家公安委員会に通知していただくことをもって目的を達成できるかと考えましたので、事務簡素化の精神に基きまして現行法を改正したいと、こういう趣旨でございます。

次に第二十五条の二の説明をいたしますが、かくのごとく空氣銃等が所持許可の対象に加わる等の事情もございませう、かねがねこういつた行政処分等の事務が相当多いのでありますが、北海道公安委員会におきましては地域が広大でありますのと、住民の利便等から、北海道公安委員会の権限に属する事務を北海道に設置されております方面公安委員会に委任できる旨の規定をここに改正案に掲げまして、これによりまして、北海道内のこういった公安委員会の行政処分等がさらに円滑、敏速に運ぶようにいたしたい、こういう趣旨でございます。この銃砲刀剣類等所持取締令の第二十五条二の趣旨は、ひとりの銃砲刀剣類等所持取締

おりませんので、武器等製造法の一部を改正いたしまして、猟銃と同様に都道府県知事の許可制にいたしたい、こういう趣旨に基く武器等製造法の一部改正案でございます。

附則四項は、右許可制実施に伴いまして、許可の事務手続を六十日以内にすることにした、こういう趣旨に基く経過規定でございます。

次に附則について御説明いたします。これらのたぐいもお配りいたしました印刷物を離れまして法律案に返りますが、法律案の附則について説明いたします。附則第一項は施行期日に関する規定でございますが、空気銃の許

以上がただいまの大臣の説明を法律案の条文に従ひまして精足いたしましたのでございますが、飛び出しナイフの概念につきましては、現物をこに出しますので、それに基づいて御説明をいたしたいと思ひます。

可事務、その他飛び出しナイフを現に所持している者等につきましては、法律成立後こういう事務手続の普及連絡、ないしは所持者に対して事前によく指導する、という期間をおきたいので、そういう指導を三月以内の期間に実施いたしましたして、法律施行の間に

これが飛び出しナイフでござい
ますが、これは二つの作用を持
っておるののであります。この
作用をいたすことによりまして、
非常に早く開刃する。この何
を押すことによって四十五度
以上をこえて開刃する、これを
飛び出しナイフの概念の一つ
にいたしましたのである。

滑を期したい、こういう趣旨から三カ月をこえない範圍という制限の下に、施行期日はそういう状況を勘案いたしまして政令で定めることにいたしました、これが一項の趣旨でございます。

附則第二項は、現に空氣銃を所持しておる者がこの施行の期日から二月以内、六十日以内に手続することも認められる、こういう趣旨に基く規定でございます。

ります。これが改正案によりまして、所持規定の対象にいたさないこれに類似の物品でジャック・ナイフというのがありますが、ジャック・ナイフはこれを手で用いてこういうふうに開くのでありまして、自動的に開及しない。これがああいいう作用によりまして、スプリングの作用によりまして自動的に開及することを規制の対象にしたい。ところがこういう一つのし

附則第三項は、武器製造法の改正でございしますが、現行武器製造法におきましては、空氣銃が獵銃等の概念に含まれていないくて、獵銃等に関しましては、製造販売が都道府県知事の許可制になっておりますけれども、空氣銃につきましては、現在は許可制になって

かけによりまして、こういうあける作業を比較的容易にいたしたいという技術はこれを容認する必要が考えられますので、このスプリングの力によって四十五度まで開く程度のは飛び出しナイフの概念に含ましくない。こう開きまして、四十五度まで開きました

のを今度は切る物体によってこう開いていく、こう切断する物体によって開いていくことで十分じゃなかるうかということを考えまして、四十五度開閉するものは規制の対象にいたさない。四十五度をこえて開閉するものを飛び出しナイフの概念に加えて規制の対象にいたしたい。こういうふうにいたしたのが第一点であります。

いという被害の経過から考えたのであります。他のこういう固定施設を持つこと、あるいは飛び出すスプリングを持つことによって、善良な平和目的の作業があれば、これを規制することをお慮すべきであると考えまして、この固定施設のある面、飛び出すという事柄につきまして、平和的な作業があるかどうかという点につきまして、私

飛び出しナイフの機能の第二点は、
 とういうふうに固定いたしまして、も
 とへ戻らない。これによって人を突い
 たり何かするのに非常に便利で、あい
 くちも同様の機能を果すようになるの
 で、この固定する装置を戻しませんと
 直らないのですが、固定する装置を飛
 び出しナイフの概念の一つにする。従
 いまして固定装置がありますならば、
 かりに自動開閉する装置がなくても飛
 び出しナイフの概念に入れて規制の対
 象にする、こういうことに相なるので
 あります。その理由は、ことが固定い

ども各方面について調査いたしましたのでございますが、たとえば電気工事等について、われわれの調査におきましては、こういうものはあまり用いないでジャック・ナイフを用いているのが実情であります。少くとも電気工事会社、配電会社等が会社で支給しているナイフはいずれもこのジャック・ナイフのようでございますして、こういう飛び出す機能等につきましては必要がなないと、こういう調査でございます。登山等につきましても用いるのではなからうかと考えまして、その方面も研究

たしますと、ここが飛び出さなくても、ここを非常に軽くしておきますと、これがぼつとはねることによりまして、飛び出しナイフと同様の機能を実現しますので、この固定施設を持つておれば、ここにスプリングがなくても、スプリングは手の作用によって果し得ますので、ここに固定装置がありますものにつきましては、自動開双装置がなくても、飛び出しナイフとして

いだしたのですが、体育関係の山岳会等について調べましたところ、飛び出しナイフは登山には必要がない、こういう事情でございましたので、他の平和目的がありませんので、ございますので、弊害が顕著でありますので、この規制の対象にいたしました、こういう趣旨でございます。

○委員長(小笠原二三男君) ちよっと速記をとめて下さい。

規制の対象に加えないということでございます。この固定施設の点と、それから飛び出し施設の点のいずれかを有するものを、飛び出しナイフとして所持規制の対象にいたしたい趣旨でございます。と申しますのは、そういうことによりまして、犯罪を行う傾向が多

【速記中止】
○委員長（小笠原二三男君）速記を始めて下さい。
これより質疑に入りませう。御質疑のおありの方は御発言を願います。
ちよつと速記をとめて下さい。
【速記中止】

○委員長（小笠原二三男君）速記を始めて下さい。

○小林武治君 この法案の形式のことでありますが、銃砲刀剣類等所持取締令、これを法律の題名を変更することとができませんか。令なんということを言わないで……。

○政府委員(中川董治君) この法律の題名変更の議につきましても、研究いたしましたのでありますが、これはすでに二十七年の国会におきまして、法律と同様の効果を有するという旨の法律の認識決がございまして、全く法律と同様であるのでありますが、非常に形式上も、これはたとえば銃砲刀剣取締法と、こういたすことについて研究を重ねたのでありますが、そのそれぞれのものになりましたときに、政令の形で出ておりますので、法律番号等の関係

からこれを法律にするということになりますと、法律番号等についてそういう意味の混乱等もありますので、実質は法律と同様でございますが、最初でございましたときの名称をそのまま持続する方がいろいろな点においてわかりや

すい、こういう点から法律という題名を変更することをいたさない。で、前例等について研究いたしましたのでありますが、前例等もたとえは出入国管理令等も全く法律と同様でございますが、現在も管理令という名を持っておりますので、そういう意味の題名の変更の前例もございません。政令のままの形式を用いた改正にいたしているのであります。

○小林武治君 今お答えがありました
が、これはまあ要するにポツダム政令
というもので、こういうものの結果だ
と思うのです。そういうものが早くな

くなる、こういう意味からも私は新例を開いて取締法とはつきりした方がいいじゃないかと思うのでありますがいけないかという根拠はあります

○政府委員(中川董治君) いろんな関係法令上これを禁止する旨の法律はございませぬ。ところがそういう政令の名称を用いたもの、最初政令の名称を用いたものを法令にした前例がないということ、実際はその名称ということだけでございますが、法律番号等に関連を持たした形において改正するところが、實際問題としてはいろんな現在の法律立法技術上前例もなく、そういう前例を開く道も考えましたけれども、われわれ事務的努力の範囲内におきましては不可能な状態である。こういうようなことなのであります。

○小林武治君 大臣に伺つておきたいが、私たちは令という上なことはな
るべくなくしたい。とういうふうに考
えておられますが、そういう新例を開
いたらどうかと思いますが、どうです
か。

○國務大臣(大藏麻男君) 別に差しつかえないように思いますけれども、新しいことをやるのですから、法制局あたりともいろいろな意見を徴しまして、考えてみたいと思います。

○小林武治君 私はその考え方がいかかぬ。実質的には関係なくても、法律との関係が形式は非常に大事です。せっかく今はほとんど日本のこういうものは法律とこういうことに限定されてお

るから、こういうふうな政令も機会があつたならば私は法律という題名に変えた方がいいというふうに私は考えております。従つて別段何か差しつかえ

なければ、わざわざいつまでもこの政令を大事にしておくとする考え方がど

うかと、こういうふうに思つたのです。

○中田吉雄君 今日でなくてもいいのですが、空氣銃とかこういう飛び出しナイフとか、器具別というのですか、いろいろな犯罪のそれぞれ凶悪犯罪があるでしょう。それがどういう用具をもつて實際犯罪に使われた、そういう詳細な分類はありませんか、調査の……。

○政府委員（中川董治君）　ただいまの点は、お配りいたしました印刷物の中にわれわれがわかっている点を摘記したものがございます。たとえば三十七ページの日本数字の六という点につきまして、空気銃の被弾関係は猟銃と空気銃に分けてまして、こういった被害があるということを書きましたほかに、

その三十八ページの西洋数字の3におきましては、これについての取締りの引例です。それからその下の方につきましては、刑法犯の各種犯罪別、たとえば傷害致死または殺人とか、傷害罪、器物毀棄等について数字を摘記し

ておる。それから三十九ページの七の項目では、凶悪事犯につきまして日本刀がどういふふうに使われておるか、日本刀以外のものはどうか、問題の飛び出しナイフはどうか、こういう点を数字によりまして摘記したのでございませう。それから西洋数字の2は、警視庁管下におきましての、これと同様なことの数字を掲げておるのであります。以上こういった点を調べたのであ

ります。
○中田吉雄君　ただいま陳情があつたように、五・五センチ以下というようなどことにしても、これはそういう大きな

さんなんかはどうですか、かりに飛び出しナイフなんかは……。

○政府委員(中川董治君) たいだいの
大ききの関係についての調へは、先ず
生産状況から御説明した方がわかりや
すいかと思いますが、四十ペーヅの一
番最後の欄でございますが、犯罪の点
は別に御説明いたします。四十ペーヅ
の一番最後の欄に飛び出しナイフの生
産状況はどうかという点を調べました
ところ、現在までのところ日本で生産

されておりますのは岐阜県関市でございます。関市以外は私の調べではございません。それで関市におきましては飛び出しナイフの生産をやっているらしいまして、関市の昨年中、二十九年歴年中における生産状況を岐阜県警察本部として調べてもらったのでございますが、その状況はここに書いてあ

ります。ごくくに、双渡りの大きな別に
よりまして、こういう状況でございま
す。従いまして、ここに書いてありま
す内容は、七センチ以上十センチ未満
のものが一番たくさん生産されてい
る。次には五センチ以上七センチ未

満、これがその次に多い。五センチ未満になると、それは非常に少ない数量が生産されている。こういう状況で少くとも昨年はあったのであります。生酔状況がそういう状況でございますので、それを用いて犯罪を犯すケースもかなり上になってくるという一つの自然現象があるかと思えます。と同時に現行法におきましては、飛び出しナイフそのものずばりを直ちに処違違反に

しておりません。警察がいろいろな他の犯罪その他によりまして、警察に見つかるといふケースは比較的大きいものが多いだろう、かりに小さいもの

を用いて人を脅かしている場合には見
つかりにくい、というようなことが

あるうと思いますが、現在この機にありますように、警視庁管内で飛出しナイフを持っているかどによりまして、現行法によりまして、正当な理由がなければ持てない、こういうふうになっているが、見付かりにくという案情も勘案して御判断願いたいと思いますが、警視庁管内の又渡りの長さ別ですが、取締り件数は、西洋数字の2の方で

掲げてありますような状況でございます。

○小林武治君 この法律は許可の権限を、北海道では道の公安員から方面公安委員会に委任する、こういう規定になっておりますが、私は先般も北海道の公安委員会あるいは方面警察本部が重複している、こういうことを申し

たのでありますが、あれにつきまして、ことに札幌等は札幌に道の公安委員会があり、札幌市に札幌方面の公安委員会がある、こういうことで、私は重複していると思いますが、これらにつきまして整理するというのをその節

希望しておいたのでありますが、この点についての何らか検討をされたかどうか、お答えを願いたいと思います。

○政府委員（藤澤昇君） 北海道の警察のいわゆる方面本部及び方面公安委員会の制度について、小林委員の御所見はかねがね承わっておったのでありますが、なるほどこれが整理をいたしまして、方面本部あるいは方面公安委員会というものをなくしてしまうという

ことは、これは昭和二十三年警察法改正以前はさような單純な一本の道警察であつたわけでございますが、何分北海道は御承知のように地域が非常に広

うございますので、最近の各種の治安の状況等から考えまして、五つ程度の方面本部があることが警察の運営上望ましいように、私もはたしたいものところ考えているわけでございます。かかる上はやはり各方面ごとに公安委員会というものがございまして、警察が独善になったりしないための保障として望ましいのではないかと、現在かように考えております。この点小林委員の御所見に沿わないわけでございまして、法を今少し踏襲して経過を見たい、かように考えておる次第でございます。

○小林武治君 私は北海道の広いことはよく知っておりますし、従って釧路その他は、札幌の道本部から遠隔の方面にある所はやむを得ない、こういうふうには思いますが、少くとも札幌のおひざ元にさような機関があるということとは、私は道本部に統合されて差しつかえないのじゃないか、その一部の機能とされていい。従って公安委員会等は札幌に限る限りは廃止してもいい。こういうふうには思いますが、これを札幌に限定した場合にはいかがでございますか。

○政府委員(齋藤昇君) なるほど御所見の点もまことにごもっともの点があると思ひます。ただ、小林委員にも御了解いただけたと思ひますが、こうした官庁組織を何といひますか、各地方的に区域を分けまして、さらに、その区域を分けたものを統括するといふ組織になっております場合に、統括する本部のあるその地域のものについて、全体を統括するものとその一部を受け持つものと一つの機構でもよろしいのじゃないかという意見は、いつ

も官庁の機構整理その他を考える場合に起るのでありますが、実際問題としてしまして、全体を統括しておりまするものと、そしてその部分を統括するものと一緒にはいたしませんことが、他の部分の方から見ますと、いかにも全体を統括するものがその中心の一部をさらに兼ねて統括をしておられる場合に、不公平な感をもつて見られる場合も多いのであります。官庁のこういった組織といたしましては、本部直轄といういき方はちょっと踏み切りにくいものがあるように考えておるのでございます。

○赤松常子君 ちょっとお尋ねいたしますが、飛び出しナイフというものが作られたのはどういふ原因が主なのでしょうか。たとえば軍事的に必要だったとか、何か利便はどういふ点であつたのでございませうか。

○政府委員(齋藤昇君) メーカの方にお伺いすると一番わかりいと思ひますが、飛び出しナイフの利便性という点では、何といひますか、外人のみやげ用として少し変つたものといふところから生れてきたものではないかと、かように考えるのでございまして、それであるほどボタンを押せばすぐ飛び出してくるという便利な方法であります。しかし先ほど刑事部長が御説明いたしましたように、この便利だと思ひます飛び出しナイフが実際に実用的に使われていくかというふうなことをしさいに検討してみますと、どこにも実用に供されてゐる面がないのであります。ボーイスカウトがナイフを下げておられますが、ボーイスカウトに聞いてみましても、こういう飛び出しナイフのようなものはわれわれも使用

してない、登山家に聞いてみますと、登山家もこういうのは必要としな、最もたくさんナイフを持っておられる電線工とかがそういう方に聞いてみましても、自分の方ではこういうものは使用しないというわけでございまして、結局まあ一種の好奇心を満足させるにすぎないもの、かようにわれわれは考えておるのであります。

○赤松常子君 そういたしますと、駐留軍や何かどのくらい買われて、どのくらい外貨の獲得になつてゐるのでございませうか。

○政府委員(中川董治君) 今の点は長官がおっしゃいました点なんです。特殊関係は調べてみたのですけれども、飛び出しナイフが日本で特許を受けたのは明治年間でありまして、明治年間に特許があつたのですけれども、その当時はあまり普及をいたさなかつたやうです。私の考えでは、そういうものが特許されたのですけれども、あまり実用的の価値がなかつたのであまり大きく普及しなかつたのはなかるうか、従つて、特許権は一定期間がたちますと消滅いたしますので、その特許権としては消滅しておりました。現在は生産者におかれましては新案登録をやつておるのでございまして、それがたまたま長官が説明いたしたごとく、進駐軍等が来まして、こういうものが珍らしくなつた、こういうことから始まつてだんだん日本の少年等がこういうものを用いるようになったのはなかるうかというふうな想像しておるのでございまして、製造及びその販売の状況でございますが、先ほどお示しいたしました四十ページの最後の表にありますごとく、直接外

国に輸出されるものがおおむね二割輸出される。現在三十万丁年間製造されるのであります。うち二割に相当する六万丁弱が直接外国に輸出されるのであります。外国に輸出される面につきましても、ただいま説明いたしました法律案第二九号によりまして、従来は禁止の対象にならなかつた。従つて従来は生産状況から申しますと、うち二割に相当する六万丁につきましては、この法律施行によりまして影響は受けない、こういうことになるのであります。影響を受けますのは、残り八割に相当する年間二十四万丁の飛び出しナイフが影響を受けることに相なるわけですが、二十四万丁内外の飛び出しナイフは、全国の双物商はそれ以外の双物もずいぶん取り扱つておりますが、内需要のうちの一部は進駐軍が用ひて居る所であるところもあると思ひますが、その他の部分は一般市場におきまして買ひ求められてゐる、こういう状況でございます。

○赤松常子君 さつき、関市の代表者がおっしゃいます、双渡り五・五センチは許してもらいたいとおっしゃっているんですが、その程度のもは犯罪面から見ても有害でしょうか、いかがでございますか。

○政府委員(中川董治君) 双渡りの点でございますが、一般的に申しまして、その双渡りが多いものは威力が大い、こういうことが言えようかと思ひます。従つて双渡りがだんだん短くなるに従つて威力は同様でありますけれども、威力は乏しい。ただいま現在犯罪関係においてわかつておるものは、比較的大きいものが過去において製造されておつた実情も勘案せね

ばならないと思ひますけれども、また同時に警察に大きいものほど見つかりやすいこともありますので、小さいものは見つかりにくい事情もあつたと思ひますが、警視庁におきましては五センチから六センチ程度のものは全体の一〇〇%の一・四しか見つかりません、小さいものは皆無とは申しませんが、若干ある、こういう実情でございます。それから私もさういふ小さいものについて検討したのでございまして、小さいことによつて威力は確かに乏しゅうございまして、小さいながら何か健全な利用目的があれば、これをはずすといふことを考えることも一案だと思ひますけれども、小さい飛び出しナイフの利用目的があまりない。たとえば鉛筆を削るにつぎましては、ああいう形を削るにても、飛び出さなくても、ほかの普通の鉛筆削り、改良された肥後守その他のナイフで大体鉛筆削りにできるのではないかと。小さいことによつて、犯罪関係に利用する率及び程度は確かに低うございまして、その小さいものが健全な社会生活の目的に有益なものであつて、こういうことが証明される場合には、犯罪との比較考査の問題ではずすのも一案かと思ひますけれども、小さいものであつて、こういう飛び出し機能を持つてゐること、固定する機能を持つてゐること、特定の何か健全な利用目的があるといふことが私ども発見できなかったもので、そういう小さいミニマムの、最小限の制限をこの法律案にかゝなかつたのであります。

○赤松常子君 空気銃のことでもちよ

と伺いたいのでございますけれども、おもちゃの空気銃はどの程度の規格をきめておいでになるのでしょうか。空気銃というものはおもちゃにございませう規格は、はっきりしておるのでございませうか。

○政府委員(中川重治君) 空気銃の規格はいろいろ考え方があろうと思ひますけれども、私どもの考え方としては、空気銃という概念のうちで金属性弾丸を発射する機能を有する空気銃は規制の対象にしよう。金属性の弾丸を発射する機能を持っていない空気銃、たとえばよく見受けられるコルクでポンポンとやる、こういったものは大きいものはあまりございませうけれども、かりに大きいものがありまして、本法の対象外にする、こういう考え方方で規定いたしましたのでございませう。

○赤松常子君 ここに圧縮ガスというものがございます。私知らないのですが、あれはどういう装置になっておりますか。

○政府委員(中川重治君) 私どもの調べでは、圧縮ガスの力によりまして空気銃的なものは日本には生産されてないようでありませう。ところが輸入品として一部ありますので、ここに法律としてはカッコで含むということを明記したのでございませうが、外国におきましては、空気以外の圧縮ガスによりまして弾丸発射の機能を持たして、こういうふうな空気銃があるようにも聞いておりますので、それを加えた。詳細は通産省の説明員が来ておりますので、そちらの方からお答えいたしたいと思ひます。

○赤松常子君 それではよろしくございませうけれども、今日日本にどのくらい

ございませうものか。

○委員長(小笠原三三男君) 通産省航空機課長官本君が出席されておりますので、官本君より説明して下さい。

○説明員(官本博君) 圧縮ガスと申しますのは、私も現物を見たことはございませうが、このくらの空気銃の中に圧縮ガスのボンベみたいなものを入

れまして、大体百発発射してパンパンと出るようなものであるように聞いております。現在までに輸入されましてものが約五十丁でございませう。ほとんど大したことはないと思ひますが、一応取り締りの対象としましては、警察庁の關係で入ったわけで、日本では生産されております。

○中田吉雄君 ただいまいただいた資料の三十九ページにいろいろ罪種別供用物別調というのがございますが、これだけでは改正措置が果して妥当かどうか判断するのに十分でないと思ひます。そこで供用物の全種類についての犯罪、それがわかりませうか。たとえばこん棒で強盗殺人をやるとか、強盗の全体を出して、日本刀や飛び出しナイフ等がどれだけの比重をなしているか、これだけではいかにもかなりあるようで、この改正措置が正しいかどうか、たとえば私が最近知ったのですが、あるところの学校で男の先生が女の先生をほうきでたたいて、それでもどうにもならぬからそばにあるこん棒でやっただけ、そういう全体の凶悪犯罪においてどういふ器物を使ったかといふ、それがないとこれだけではこの改正を納得させるには、なかなかいい資料ですが、全体を見んともう少し問題の点がわかりませうか。東京の警視庁

管内でもけっこうです。

○政府委員(中川重治君) これは犯罪統計上のわれわれの技術の關係を御説明せんと御了解いただけぬと思ひますが、強盗とか強姦とか、こういった犯罪が全国でどれくらゐるかという点は、私どもの方で正確に調査いたしておるのであります。ところがこういった凶悪事犯というものはこの種凶器が用いられたものという一つの統計方式がございまして、こういう統計方式に基きましてはあるわけですが、それに基いてこういう凶器類を用いた、持凶器強盗という言葉を私たちが用いておりますが、持凶器強盗というものの統計がございませうが、それ以外

の凶器を用いない強盗、強盗の場合はどうかしれませんが、ほかの普通言われておる凶器以外のたとえば薬を用いて殺人する、こういう点の關係はちょっとわかりにくいのでありますけれども、さらに研究してみますが、われわれの統計の建前はこういうふうになっておりますので、ここに掲げたのであります。御質問の点精密に検討を加えたいと思ひますけれども、犯罪全般の数がわかり、しかもこの持凶器を用いた者はわかるのであります。それ以外の關係は非常に困難だろうと思ひますが、一応よく勉強いたしたいと思ひます。

○松澤兼人君 今の三十九ページの数字なんです、第一の表を見まして、日本刀が八十六で、日本刀以外の刃物類が千四百四十四、そういうしますと、以外というものが非常に多くて、この中にどういふものが含まれておるかというのをもう少し詳細に説明しないといふ統計の用をなさないので

じゃないかと思ひます。それから第二の表を見まして、日本刀以外の刃物としておのとか、これはひ首といひますか、あいくちですか、ほうちやう、その他というものがやはり四十三もある。そうしますと、八十九のうちほとんど半分はその他ということになる。やはりその他の説明がないと、ほかのものが全体のうちでどの程度の比重を占めておるかということがよくわからな

い。統計の作り方から言へば、なるべく雑とか、その他とかいうものがない方が統計の作り方としては上々といひますが、反対にその他のものに非常に大きな数字を与えて、そうして飛び出しナイフというふうなところに重点を持って、これは統計の作り方としては、形式としてあまり當を得たものではないように思ひます。もう少しその内容の説明を伺わないと、了解に苦しむといふことを考える。

○政府委員(齋藤昇君) この統計の作り方でございませうが、これは大体通常の用途に使われるべきものがたまたま犯罪に用いられたというものと、殺傷以外には用途がないというものとに分けて作つたわけなんです。従ひまして日本刀、これは大体普通日本刀を他の日常生活その他に用いるものではございませうので、そういうものと、ほうちやうであるとか、おのであるとか、そういう日常の用途に使われるのだけれども、しかしそれが犯罪にどれだけ使われておるか、それを見るために今まで作つておつた、その統計でございませうので、ただいまおっしゃるような意味におきまして、その他とあるいは日本刀以外の刃物類といふのが非常に多くて、内訳がわからないとい

うのはごもつともでございますけれども、統計を作つた趣旨がさうでございませうので、従ひまして、今度の飛び出しナイフにいたしまして、これが普通のナイフのように一般に使用されるというものであるならば、その方の用途を犠牲にして禁止することはいいかであるうか、かように考えるのであります。先ほど申しませうように、飛び出しナイフはほとんど何か好奇心的に用いるもの、あるいは殺傷用に用いられるとか、そういう場合が多いのであります。他通常の用途があまり考えられない、かような意味でこの際禁止をしたらどうであるうか、かように考えた次第であります。

なお、先ほど赤松委員からお尋ねでございまして五・五センチ未満のものにつきましては、あるいは殺傷用といたしましては小さきに過ぎるかも知れませんが、五・五センチ未満というのはほとんど今までは生産されていなかったわけでありませう。今後そういう制限にすれば、それが相当生産されるかも知れないと思ひますが、ごらんになりますようないかでございます。子供がおもちゃに用いるとか、また子供が好奇心を持って買いたがる、むしろそれによつて子供がかえつてけがをしやすいのではないだろうか、そういうものならばこの際法律に區別をつけなくていいのではないか、かような考え方をいたしておるのであります。先ほどの鉛筆の軸みかいたなもので、そこらからびやうと出でけがをするというやうなもの、これでは人を殺してしまふといふやうなことはどういふ——用いられる場合はあまり考えられないかと思ひますけれども、ただいたすらに

ぜられたのに、ひとり本業のみが標準税率をすえ置かれたのである。しかしながら本業個人事業者の経営規模はそれほどとんどが家族専従の零細企業であり今日の経済不況下その所得も減少し、経営は非常に困難を極めているから、本業個人事業に對し、現行事業税標準税率百分の八を、百分の四に改めると

第五三二号
昭和三十年五月二十日受理

請願者 東京都板橋区板橋町四ノ一、四三三 作井弥太郎外四名

紹介議員 平林 剛君

この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第五三三号
昭和三十年五月二十日受理

請願者 山梨県甲府市境町二〇番地山梨県クリーニング工

ともに併せて本業法人に対する事業税の標準税率を、現行所得五十万円以下百分の十及び所得五十万円をこえる金額百分の十二を、それぞれ所得八十万円以下百分の八及び所得八十万円以上百分の十に改正せられたいとの請願。

業協同組合理事長 藤原忠義
紹介議員 廣瀬 久忠君
この諸願の趣旨は、第五〇九号と同一である。

第五三三號 昭和三十年五月二十
五日受理
請願者 クリーニング業者の事業税軽減に關する請願
東京都世田谷区太子堂
町五五 高橋清吉
紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第五四七號 昭和三十年五月二十
五日受理
請願者 クリーニング業者の事業税軽減に關する請願
香川県高松市花園町
一、二八一香川県ク
リーニング協同組合理事
長 永平繁次外九十八
名
紹介議員 森崎 隆君

この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第五五四號 昭和三十年五月二十
六日受理
請願者 クリーニング業者の事業税軽減に關する請願
大阪府阿倍野区北島
東一ノ一三九大阪府第
一区クリーニング連合
組合内 国方義雄
紹介議員 佐藤 義詮君

この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第五七一號 昭和三十年五月二十
六日受理
請願者 クリーニング業者の事業税軽減に關する請願

請願者 石川県金沢市栄町九二
石川県クリーニング協
同組合理事長 松本外次
紹介議員 井村 徳二君

この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第五七二號 昭和三十年五月二十
六日受理
請願者 クリーニング業者の事業税軽減に關する請願
香川県坂出市大黒町
阿部政吉外二十一
名
紹介議員 白川 一雄君

この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第五七六號 昭和三十年五月二十
六日受理
請願者 クリーニング業者の事業税軽減に關する請願
島根県松江市殿町一二
一島根県洋洗商業協同
組合内 荒木文三郎
紹介議員 小堀 彬君

この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第五八一號 昭和三十年五月二十
六日受理
請願者 クリーニング業者の事業税軽減に關する請願
岩手県盛岡市新田町一
〇四クリーニング商業
協同組合内 木崎基二
紹介議員 川村 松助君

第六〇一號 昭和三十年五月二十
七日受理
請願者 クリーニング業者の事業税軽減に關する請願
東京都目黒区上目黒八
ノ五二二目黒クリーニ
ング組合内 真壁榮外
十一名
紹介議員 上林 忠次君

この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第六〇七號 昭和三十年五月二十
八日受理
請願者 クリーニング業者の事業税軽減に關する請願
高知市九反田町三三高
知県クリーニング洗染
協同組合理事長 城田
政治外二百七十三名
紹介議員 寺尾 豊君 入交 太藏君

この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第六一八號 昭和三十年五月二十
八日受理
請願者 クリーニング業者の事業税軽減に關する請願
愛媛県松山市富田町一
〇七愛媛県ドライクリ
ーニング協同組合理事
長 鈴木林三郎
紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第五〇九号と同じである。

第五五三號 昭和三十年五月二十
六日受理

地方財政の危機打開に關する請願
請願者 長野県議會議長 黒岩 市兵衛
紹介議員 池田宇右衛門君

地方財政の現状は近年赤字累増の一途をたどり、その解決は地方団体の努力のみでは困難な段階に達し、このまま推移すれば地方公共団体の機能は停止のやむなきに至るから、(一)地方財政の再建促進特別措置法を制定し、すみやかに既存の赤字を解消すること、(二)地方財政規模を現行に即するよう修正し将来における赤字発生を防止するため(イ)現行地方交付税の総額決定率百分の二十二を百分の三十に改訂すること、(ロ)現行ただこ消費税の百十五分の十五(市町村を含む)を百分の三十に改訂すること、等を実施せられたいとの請願。

第六一七號 昭和三十年五月二十
八日受理
請願者 岐阜県関市議會議長 遠藤資治朗
紹介議員 栗山 良夫君

政府は、飛出しナイフ、あいくちの所持禁止の立法化を準備中とのことであるが、もしこれが実施された場合は、銘刀関の孫六以来七百年の伝統に輝く刃物の都としていんしんを極め、時代の推移に従って近年ではこの技術に基づいた、ポケットナイフ、安全カミソリ、洋食器類の産業に転換した岐阜県関市の産業に致命的な打撃を与えることになるから、飛出しナイフ、あいくちの所持禁止の制限をできる限り緩和せられたいとの請願。

第五八〇號 昭和三十年五月二十
六日受理
請願者 長崎県大村市原口町六八八 山川甚一外六十名
紹介議員 藤野 繁雄君

木材引取税は、現在残された唯一の流通課税であって、本税の存在は木材産業を圧迫するばかりでなく、ひいては治山治水、林業復興の障害となっており、課税標準にもきわめて不合理が存在しているから、すみやかに本税を撤廃せられたいとの請願。

第六一七號 昭和三十年五月二十
八日受理
請願者 飛出しナイフ等の所持禁止緩和に關する請願

請願者 岐阜県関市議會議長 遠藤資治朗
紹介議員 栗山 良夫君

政府は、飛出しナイフ、あいくちの所持禁止の立法化を準備中とのことであるが、もしこれが実施された場合は、銘刀関の孫六以来七百年の伝統に輝く刃物の都としていんしんを極め、時代の推移に従って近年ではこの技術に基づいた、ポケットナイフ、安全カミソリ、洋食器類の産業に転換した岐阜県関市の産業に致命的な打撃を与えることになるから、飛出しナイフ、あいくちの所持禁止の制限をできる限り緩和せられたいとの請願。

六月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、クリーニング業者の事業税軽減に關する請願(第六三三號)(第六四一號)(第六六六號)(第七〇二號)(第七〇六號)(第七一四號)(第七三七七號)(第七四四號)
一、軽油自動車の自動車税引上げ反對に關する請願(第六五一號)
一、地方自治法一部改正反對に關する請願(第六五五號)(第六七四號)(第七一四號)
一、木材引取税撤廃に關する請願(第六八五號)
一、軽油自動車の自動車税引上げ反對に關する請願(第七一五號)(第七一九九號)(第七三三三號)(第七三三三號)(第七三三三號)

第六三三號 昭和三十年五月三十
一日受理
請願者 クリーニング業者の事業税軽減に關する請願

第六三三號 昭和三十年五月三十
一日受理
請願者 クリーニング業者の事業税軽減に關する請願

第六三三號 昭和三十年五月三十
一日受理
請願者 クリーニング業者の事業税軽減に關する請願

請願者 山形市小川町二八四

伊藤三郎

紹介議員 小林 亦治君

クリーニング個人事業者は、第十六国会において改正された地方税法により特別所得税第二種業務として百分の八の標準税率の適用を受けていたが、第十九国会における同法の一部改正により、再び事業税第一種業務に移管され一般事業者が標準税率軽減の措置を講ぜられたのに、ひとり本業のみが標準税率をすえ置かれたのである。しかしながら本業個人事業者の経営規模はその殆んどが家族専従の零細企業であり今日の経済不況下その所得も減少し経営は非常に困難を極めているから、本業個人事業に対し、現行事業税標準税率百分の八を、百分の四に改めるとともに、併せて本業法人に対する事業税の標準税率を、現行所得五十万円以下百分の十及び所得五十万円をこえる金額百分の十二を、それぞれ所得八十万円以下百分の八及び所得八十万円以上百分の十に改正せられたいとの請願。

第六四一号 昭和三十年五月三十一日受理

請願者 長崎市岩川町三〇長崎県クリーニング協同組合
理事 藤野 繁雄君
合理事長 浦川清蔵

第七〇二号 昭和三十年六月三日受理

請願者 岩手県盛岡市内加賀野三二岩手県クリーニング商業協同組合理事長
吉田定吉

第六六六号 昭和三十年六月一日受理

請願者 広島市中区町九七三広島県クリーニング組合
連合会内 広中一郎

第七三七号 昭和三十年六月六日受理

請願者 奈良県大和高田市旭町二奈良県クリーニング協同組合内 中谷正雄

第六五五号 昭和三十年六月一日受理

請願者 群馬県議会議長 白石

第七一四号 昭和三十年六月三日受理

請願者 群馬県太田市二ノ三七六群馬県クリーニング商工業協同組合太田支部内 山内豊喬

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第六三二号と同じである。

第七四四号 昭和三十年六月六日受理

請願者 東京都台東区上車坂町三〇下谷クリーニング組合内 藤原英雄

第六五一号 昭和三十年五月三十一日受理

請願者 東京都中央区銀座東一ノ二社団法人日本トラツク協会 小野君

第六七四号 昭和三十年六月一日受理

請願者 新潟県議会議長 小笠原九一

第七一九号 昭和三十年六月三日受理

請願者 京都市下京区大宮通木津屋橋下ル上仲ノ町官有地日本通運株式会社京都支店内 山本収作

第六八五号 昭和三十年六月二日受理

請願者 横浜市中区長者町九ノ一四九神奈川県木材業協同組合連合会内 佐藤嘉平外四百十二名

第七一五号 昭和三十年六月三日受理

紹介議員 高橋 道男君

この請願の趣旨は、第六三二号と同じである。

第七四四号 昭和三十年六月六日受理

請願者 東京都台東区上車坂町三〇下谷クリーニング組合内 藤原英雄

第六五一号 昭和三十年五月三十一日受理

請願者 東京都中央区銀座東一ノ二社団法人日本トラツク協会 小野君

第六七四号 昭和三十年六月一日受理

請願者 新潟県議会議長 小笠原九一

第七一九号 昭和三十年六月三日受理

請願者 京都市下京区大宮通木津屋橋下ル上仲ノ町官有地日本通運株式会社京都支店内 山本収作

第六八五号 昭和三十年六月二日受理

請願者 横浜市中区長者町九ノ一四九神奈川県木材業協同組合連合会内 佐藤嘉平外四百十二名

第七一五号 昭和三十年六月三日受理

法律案を国会に提出することであるが、地方自治法は、地方自治法施行以来自治確立のため、幾多の困難を克服し、その運営が漸く軌道にのり、また今後の発展強化に邁進しているときであるから、(一)定例会並びに臨時会制度を通常会及び臨時会制度に改正すること、(二)常任委員会制度の改正、(三)その他地方行政の権限を縮小すること等の改正には反対であるとの請願。

第六七四号 昭和三十年六月一日受理

請願者 新潟県議会議長 小笠原九一

紹介議員 西川 隆平治君

わが国における地方自治は、地方自治の確立の基盤であり、その消長は民主主義の発展に影響するところ極めて大である。しかるに最近、伝えられるところによると政府においては、地方議会の運営の合理化をはかる理由のもとに、地方自治法の改正を意図し、現行の定例会を通常会に改め、また常任委員会の権限をいかに縮小する動向にあることは、まことに遺憾であるから、地方公共団体における議会の重要性にかんがみ、運営の合理化に名を借りて、いやくも従来認められた権限を縮小し民主主義の発展を阻害するがごときことのないよう善処せられたいとの請願。

第七一九号 昭和三十年六月三日受理

請願者 京都市下京区大宮通木津屋橋下ル上仲ノ町官有地日本通運株式会社京都支店内 山本収作

第六八五号 昭和三十年六月二日受理

請願者 横浜市中区長者町九ノ一四九神奈川県木材業協同組合連合会内 佐藤嘉平外四百十二名

第七一五号 昭和三十年六月三日受理

請願者 京都市下京区大宮通木津屋橋下ル上仲ノ町官有地日本通運株式会社京都支店内 山本収作

第六八五号 昭和三十年六月二日受理

請願者 横浜市中区長者町九ノ一四九神奈川県木材業協同組合連合会内 佐藤嘉平外四百十二名

第七一五号 昭和三十年六月三日受理

請願者 茨城県議会議長 塚田 義一

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第六五五号と同じである。

第六八五号 昭和三十年六月二日受理

請願者 横浜市中区長者町九ノ一四九神奈川県木材業協同組合連合会内 佐藤嘉平外四百十二名

第七一九号 昭和三十年六月三日受理

請願者 京都市下京区大宮通木津屋橋下ル上仲ノ町官有地日本通運株式会社京都支店内 山本収作

第六八五号 昭和三十年六月二日受理

請願者 横浜市中区長者町九ノ一四九神奈川県木材業協同組合連合会内 佐藤嘉平外四百十二名

第七一五号 昭和三十年六月三日受理

請願者 京都市下京区大宮通木津屋橋下ル上仲ノ町官有地日本通運株式会社京都支店内 山本収作

第六八五号 昭和三十年六月二日受理

請願者 横浜市中区長者町九ノ一四九神奈川県木材業協同組合連合会内 佐藤嘉平外四百十二名

第七一五号 昭和三十年六月三日受理

殿田町二洛西貨物自動車株式会社代表取締役
石上忠太郎
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第六五一号と同じである。

第七三三号 昭和三十年六月六日
受理
軽油自動車の自動車税引上げ反対に関する請願
請願者 岡山市桑田町一ノ五岡
山県経済農業協同組合
連合会長理事 竹田好雄
紹介議員 島村 軍次君
この請願の趣旨は、第六五一号と同じである。

第七三四号 昭和三十年六月六日
受理
軽油自動車の自動車税引上げ反対に関する請願
請願者 札幌市北一条西七北海道トラック協会連合会
内 岩本政一
紹介議員 堀 末治君
この請願の趣旨は、第六五一号と同じである。

地方行政第九号正誤
頁 段 行 誤 正
四二七 ○参考人 ○政府委員
君(小林橋川 君(小林与三
次君)

昭和三十年六月十七日印刷

昭和三十年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局